

令和7・8年度 入札参加資格審査申請書提出要領
(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託)

令和7・8年度に市(上下水道局を含む)が発注する、建設工事や測量・設計などの入札に参加したい方は、次の要領で手続きをしてください。

1. 入札参加申請の前提要件

(1) 建設工事

- ① 建設業の許可を受けていること(建設業法第2条第3項)。
- ② 申請日時点において有効な経営事項審査に係る結果通知(総合評定値の通知)を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
例えば、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、契約の履行に当り故意に工事を粗雑にした者などは失格とする。
- ④ 国税(消費税を含む)及び地方税を完納していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。
- ⑥ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行している者であること。(ただし、当該届出の義務がない者を除く)
- ⑦ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。(ただし、当該届出の義務がない者を除く)
- ⑧ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。(ただし、当該届出の義務がない者を除く)

(2) 測量・建設コンサルタント等

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
例えば、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、契約の履行に当り故意に業務を粗雑にした者などは失格とする。
- ② 業務に関し、法律上必要とする資格を有すること。
- ③ 国税(消費税を含む)及び地方税を完納していること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。

2. 申請区分

佐野市では、申請者の本店等の所在により、次の区分を設けています。

申請区分により、提出書類、提出期間等が異なるので、注意してください。

- 市内業者……………法人の場合は、本社が佐野市内にある業者
個人の場合は、代表者が佐野市内に居住し、かつ、本店が佐野市内にある業者
- 準市内業者………本社が佐野市外にあって、その支店・営業所等が佐野市内で営業している業者で、
 - (1) 佐野市に法人市民税を納付していること。
 - (2) 営業所等において独立した営業活動が可能であること。
 ※入札及び請負契約の締結権等が本社から委任されており、営業所等の代表者以外に技術職員が常駐できること。営業所等においての許可や登録が必要な業種については、その手続きがなされていること。
- 県内業者……………本社が栃木県内の業者
- 準県内業者………本社が栃木県外だが、入札・契約締結権等が栃木県内の支店・営業所等に委任されている業者
- 県外業者……………上記以外の業者

3. 提出要領

(1) 受付期間		
建設工事	(県内業者)	令和6年10月21日(月)から令和6年11月8日(金)まで
	(県外業者)	令和6年11月4日(月)から令和6年11月22日(金)まで
測量・建設コンサルタント等		令和6年10月1日(火)から令和6年10月18日(金)まで
(2) 申請方法		<p>上記期間に栃木県電子申請システムより電子申請を行い、電子申請後、申請書類等を下記のとおり提出してください。</p> <p>【郵送期間】 (建設工事) 県内業者…11月15日(金)までに郵送(必着) 県外業者…11月29日(金)までに郵送(必着) (測量・建設コンサルタント) 県内・県外業者ともに 10月31日(木)までに郵送(必着)</p> <p>【送付先】 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県県土整備部監理課 建設業担当</p> <p>佐野市に申請をするには「共通書類」と「佐野市提出書類」の両方の提出が必要となります。詳細については、入札参加資格審査定期申請の手引きを確認してください。</p>

(3)提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事 手引き記載「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類一覧」の共通書類及び佐野市提出書類のとおり ・ 測量・建設コンサルタント等 手引き記載「令和7・8年度測量・建設コンサルタント入札参加資格審査申請提出書類一覧」の共通書類及び佐野市提出書類のとおり
(4)有効期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 注意事項

- ①草刈・側溝清掃業務については、「物品・役務」での発注となりますので、共同受付による申請はできません。後日受付を行う「物品・役務」の入札参加資格審査申請において申請をお願いいたします。
- ②調査・設計等の業務については業務内容により「測量・建設コンサルタント」または「物品・役務」での発注となる場合がありますので、参加を希望される場合はそれぞれの区分への登録をお願いいたします。

5. 問合せ先 佐野市 技術センター部 契約検査課 契約係
 電 話 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 2 7
 F A X 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 3 5